

# 堺市津波避難対策等調査検討業務

## 仕様書

堺市 危機管理室 防災課

## 第1章 総 則

### 第1条 適用範囲

本仕様書は、堺市（以下、「発注者」という。）が受注者へ委託する「堺市津波避難対策等調査検討業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 第2条 業務目的

本業務は、令和8年3月31日に大阪府が公表した「津波浸水想定」を受け、本市が平成26年3月に策定した「堺市津波避難計画」を改定するにあたり、改定に係る原案の作成支援のほか、堺市津波避難対策検討協議会の運営の支援や市民とのワークショップを実施し、これらの議論を踏まえ全市版及び小学校区版の津波ハザードマップを更新することを目的とする。

### 第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 第4条 履行場所

本業務の対象は、堺市内の堺区・西区とし、別紙①のとおりとする。

### 第5条 配置技術者

- (1) 本業務に従事する管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
  - ・技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による建設部門「道路」または「都市及び地方計画」に登録を受けている者
  - ・技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による総合技術監理部門（建設）における「道路」または「都市及び地方計画」に登録を受けている者
  - ・一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するRCCMの登録技術部門「道路」または「都市及び地方計画」に登録を受けている者
- (2) 管理技術者は、担当技術者と緊密に連携し、本業務を適切に履行するものとする。
- (3) 受注者は、業務内容に鑑み、十分な数の技術者を配置しなければならない。

### 第6条 準拠する法令等

本業務は、本仕様書及び設計図書によるほか、以下の関係法令等を準拠し実施するものとする。

- (1) 道路法、及びこれに関連する法令、施行令、施行規則
- (2) 都市計画法、及びこれに関連する法令、施行令、施行規則
- (3) 災害対策基本法
- (4) 水防法
- (5) 石油コンビナート等災害防止法
- (6) 津波対策の推進に関する法律
- (7) 津波防災地域づくりに関する法律
- (8) 個人情報保護法及び堺市個人情報保護条例
- (9) 堺市自主防災活動ガイドブック

- (10) 災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府）
- (11) 堺市災害時要援護者支援ガイドライン
- (12) 津波・高潮ハザードマップマニュアル（内閣府）
- (13) 津波避難ビル・津波避難タワー等に関する今後の対応について（技術的助言）
- (14) 堺市地域防災計画
- (15) 大阪府地域防災計画
- (16) 堺市津波避難計画
- (17) 堺市基本計画2030
- (18) 堺市堺区基本計画
- (19) 堺市西区基本計画
- (20) 津波警報等発表に伴う緊急一時避難後の避難方針（2次避難）（堺市）
- (21) その他関係法令及び通知等

#### **第7条 提出書類**

受注者は、本業務の契約締結後速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書、着手届、技術者届、業務工程表
- (2) その他本市監督員の指示するもの

#### **第8条 業務計画書**

受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

#### **第9条 工程管理**

- (1) 受注者は、現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した実施工程表を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 実施工程表について監督員が特に指示した場合には、さらに細部の実施工程表を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 特に時期の定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進行をはかること。

#### **第10条 関係官公庁等との協議**

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、監督員が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 管理技術者は、関係官公庁や関係機関と協議を行うとき、または協議を受けた時は、誠意をもってこれにあたり、この内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

#### **第11条 委託の中止**

- (1) 受注者が本市の指示に従わなかったとき、または受注者に不正または不都合な行為があるときは、委託の中止を命じるときがある。この場合、履行期間の延長は行わない。
- (2) 受注者の責でない事由により、作業の全部または一部の中止を命じることがある。この

場合、中止期間が履行期間を超えるとき、またその他やむを得ないときは、履行期間を延長することがある。

#### 第12条 事故報告・費用の負担

- (1) 業務遂行中における天災地変または盗難等による被害は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、本業務の遂行に際し、第三者に被害を与えたとき、または事故が発生した場合は、直ちに処置を講じ、事故の発生原因、経過及び事故による被害内容について、書面等で報告しなければならない。また、誠意をもって交渉し、受注者の責により賠償を行わなければならない。
- (3) 本業務の履行が不完全なためによる損害は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 契約図書に明示されていないときであっても、業務遂行上（検査含む）当然必要と認められる事項については、受注者の負担において処理しなければならない。

#### 第13条 資料貸与

- (1) 本業務は、業務に必要な下記の物品等について貸与又は支給する。
- (2) 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

引渡場所：危機管理室 防災課

引渡時期：初回打合せ時

品 名	数量
堺市津波避難計画（平成26年3月）（PDFなど各種ファイル形式）	1式
地図データ（Shapeファイル）	1式
南海トラフ巨大地震に関する最新津波浸水予測各種データ（地形データ、浸水域及び浸水深等）（Shapeファイルなど各種ファイル形式）※大阪府作成	1式
暫定版津波警戒マップデータ（Shapeファイルなど各種ファイル形式）	1式
津波避難ビルや防災スピーカーに関するデータ（Shapeファイルなど各種ファイル形式）	1式
津波避難啓発看板台帳（Excel形式）	1式
海拔表示看板台帳（Excel形式）	1式

#### 第14条 許認可申請及び諸手続き

- (1) 道路上で行う業務等の実施にあたっては、道路管理者及び警察署長による許可条件を遵守しなければならない。
- (2) 業務遂行上必要な許認可申請及び諸手続きに関する事務は、受注者の責任において延滞なく行わなければならない。

#### 第15条 秘密の保持

当該委託業務の契約の期間中若しくはこの契約が終了し、又は解除された後において、この契約にかかる業務上知り得た事項について、他に漏らさないこと。

## 第16条 交通安全管理

本業務実施にあたり、受注者は、交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする。

## 第17条 成果品の検査

- (1) 受注者は、成果品完成後に、発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。

## 第18条 引渡し

業務の完了後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本市検査員の検査をもって業務の完了とする。

## 第19条 成果品の契約不適合

業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する不良箇所が確認された場合、発注者が必要と認める補足、訂正及びその他必要な作業は受注者の負担で行うものとする。

## 第20条 疑義

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は、速やかに受発注者協議により定めるものとする。

## 第21条 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

## 第22条 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約書に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

#### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

#### 第23条 積算上の条件について

本業務の積算上の条件については、別紙②によるものとする。なお、別紙②は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約上の拘束力を生じるものではない。

#### 第24条 業務実績データの作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

## 第2章 業務内容

### 第25条 業務内容

#### (1) 堺市津波避難計画の原案作成支援

受注者は、平成26年3月に策定した「堺市津波避難計画」の更新に向けた原案作成の支援を行うものとする。原案は現計画をベースに作成することとし、本市が別途作成する「津波避難計画改定基本方針案」に基づくものとする。なお、「津波避難計画改定基本方針案」は本業務契約締結後に提示する。以上を踏まえ、受注者は下記のとおり、資料の作成及び更新を行う。

##### 1) 原案に係る資料の作成及び更新

- ・本編（第1章～第9章、巻末資料）
- ・見え消し版
- ・新旧対照表
- ・概要版

なお、本編に掲載する図等は編集可能なデータ形式とする。

##### 2) 原案に係る補足資料の作成

###### i) 津波避難対象ラインからの避難時間の整理

受注者は、津波避難対象ラインまでの避難について、小学校区（(2)2参照）毎に避難時間及び避難距離を地図データ等で示すものとする。なお、避難時間の算出にあたっては、健常者及び高齢者、避難行動要支援者を対象とし、算出根拠を示した上で整理する。

###### ii) 津波避難ビルの現況整理

受注者は、令和8年3月時点で本市内に存在する津波避難ビル（150施設）について、契約後に本市より別途貸与する資料をもとに以下の項目を整理する。

- ・所在地
- ・所有者
- ・名称
- ・構造
- ・使用条件

#### (2) 堺市津波避難対策検討協議会等の運営支援

津波避難に係る必要な事項について認識を共有するとともに、堺市内における津波発生時の避難対策について検討し、情報交換を行うことにより、迅速な津波対応と地域防災力の向上を図ることを目的とした堺市津波避難対策検討協議会《構成：堺市（危機管理室、堺区役所、西区役所、消防局ほか）、大阪府（危機管理室、港湾局ほか）、大阪府警察などの防災関係機関、地元自治連合協議会代表者、学識経験者》の運営及び小学校区毎のワークショップの開催に関する支援を行う。

##### 1) 堺市津波避難対策検討協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関する支援

構成員全体で本市津波避難対策の方針等の協議を行う協議会に関して、使用する資料や議事録の作成等の支援を行う。

協議会は、履行期間内に2回開催（10月頃、2月頃）する予定である。その際、地域防災計画の作成や津波関連のワークショップ等の業務に関する専門知識を有する運営支援者を1名以上、運営補助者を3名以上、合計4名以上配置する。また、津波避難計画の原案や津波ハザードマップ等、必要な説明資料を準備・印刷、議事録作成などを行う。協議会の質疑において、後日、資料により説明する必要がある場合は、根拠を踏まえた資料作成を行う。なお、協議会は、本市が主体となり運営し、出席者は30名程度を想定している。

## 2) 小学校区毎のワークショップ（以下、「WS」という。）に関する支援

1) の協議会を踏まえ、現在、津波ハザードマップを作成している堺市堺区及び西区の10小学校区を対象にWSの開催を予定している。受注者は、WSにおけるワーキング内容の検討を行い、WS開催時は、津波避難計画の原案や津波ハザードマップ等、必要な説明資料を用いて出席者への作業補助等の支援を行う。なお、資料の作成部数等については、発注者より別途指示するものとする。

WSは、各小学校区2回開催（11月以降）する予定であり、平日に加え、土日祝も開催する可能性がある。また時間帯は、午前9時から午後9時までのうち、2時間程度を想定している。

WS開催においては、地域防災計画の作成や津波関連のワークショップ等の業務に関する専門知識を有する運営支援者を1名以上、運営補助者を3名以上、合計4名以上配置する。詳細な配置人数については、各小学校区におけるWSの参加者数や会場規模に応じて調整するものとする。運営支援者は、WS当日の役割分担や会場レイアウトを踏まえて、実施計画案を監督員に提出し、了承を得るものとする。協議会の質疑において、後日、資料により説明する必要がある場合は、根拠を踏まえた資料作成を行う。なお、地元との調整等により、WSの開催回数を変更する必要がある場合は、発注者と協議の上、変更契約の対象とする。

## (3) 津波ハザードマップ原案作成支援

受注者は、貸与資料の確認を踏まえ作成した津波ハザードマップ（10小学校区毎）の素案をもとに、各小学校区において実施するWSの結果を踏まえ、避難経路や避難目標の見直しを行い、確定版津波ハザードマップの原案を10小学校区分（小学校区版）と、これを取りまとめた市域全体を表示した全市版を作成する。

また、津波ハザードマップの作成にあたっては、最新の津波避難ビルや防災スピーカーの位置等の情報を追加及び修正を反映し作成するものとし、専門的な観点を踏まえつつ市民にわかりやすい表示を行うための検討・提案を行うものとする。

なお、津波ハザードマップへの記載事項及びデータ形式については、下記のとおりとする。

<記載事項（例示）>

- ・津波発生時の設定条件
- ・津波到達予想時間
- ・想定津波高

- ・浸水域、浸水深
- ・標高
- ・避難路
- ・津波避難ビル
- ・津波避難目標
- ・津波避難の心得等（啓発）

<データ形式>

- ・津波ハザードマップの原案作成にあたっては、GISソフトを用いてShape形式及びアドビ社イラストレータ（AI）形式で作成するものとする。
- ・また、当マップに関する著作権・著作権等は発注者に無償で譲渡するものとする。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ時、成果品納品時とし、管理技術者の出席を原則とする。また監督員または受注者が必要と認めた場合は、随時打合せ協議を行うこととする。協議内容は、打合せ記録簿に明記し、管理技術者の押印後、速やかに提出すること。また、業務の進捗状況の確認のため、月毎に業務月報を作成し提出すること。なお、打合せ記録簿及び業務月報については、押印前に市監督員に案をメール送付し、市監督員による内容確認を受けることとする。市監督員による内容確認後、押印の上、各2部を市監督員に提出すること。

成果納品時は、調査結果及び報告書の説明を行うものとする。

また、受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、発注者の指示を受けなければならない。

打合せ時期	時 期
業務着手時：業務全般について	契約後すみやかに
中間打合せ（2回）	堺市津波避難計画の原案作成時
	堺市津波避難対策検討協議会等の開催前
成果納品時：成果品について	納品時

### 第3章 成果品

#### 第26条 成果品

##### (1) 成果品

本業務の成果品としては、下記のとおりとする。

- ①業務計画書 2部
- ②業務報告書（A4版ファイル綴じ製本） 2部
  - ・堺市津波避難計画
  - ・小学校区版津波ハザードマップ印刷用データ（AI 形式）
  - ・全市版津波ハザードマップ印刷用データ（AI 形式）
  - ・津波ハザードマップGIS データ（Shape 形式）
  - ・堺市津波避難対策検討協議会等の運営を支援したことを示す写真などの資料
  - ・業務月報
  - ・打合せ記録簿
  - ・その他監督員が必要と認めるもの
- ③上記の電子データ
  - ・ウイルスチェックを行ったもの
  - ・CD-RもしくはDVD-R 2部

以 上



## 積算上の条件について

## 1. 積算基準

- 1) 本業務が適用する主な積算基準書は、以下のとおりである。  
令和7年度建設工事積算基準（堺市建設局）

## 2) 本業務の積算月：5月

<積算月と適用単価の関係について>

単価の種類	適用する単価	備考
労務単価	設計業務委託等技術者単価	国土交通省単価 適用年月日：令和8年3月